

## 茨城県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準

建 指 第 1 0 9 8 号

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

建築基準法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 5 4 号）による改正後の建築基準法（以下「法」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により知事が指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせる場合は、法令に定めるほか、下記の基準に該当する機関に業務を委任するものとする。

### 記

- 1 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地が、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県いずれかにあること
- 2 判定に係る手数料が、茨城県手数料徴収条例（平成 1 2 年茨城県条例第 9 号）別表第 1 の 4 1 4 の 2 の項に規定する額と概ね同額であること

### 附則

- 1 この基準は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から施行する。